

## クリーンセンター衣浦で受入れできるもの

### 原則

碧南市、高浜市から排出された家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を対象とし、クリーンセンター衣浦ごみ受入基準に適合したものとする。

※ 下記の品目であっても、ごみ発生の経緯等により産業廃棄物に該当する場合があります。また、クリーンセンター衣浦が処理できる能力を超えるもの（多量、大型等）である場合は受入れできません。

### ●可燃ごみ

種 目	品 目
可 燃 ご み	生ごみ（料理くず、残飯等）、紙くず、糸くず、布くず、ビニール（菓子の袋等）、ラップ、ゴム、くつ、紙おむつ、使い捨てカイロ、保冷剤、小枝（市指定ごみ袋に入る大きさまでのもの）等

### ●粗大ごみ

種 目	品 目
家 具 類	衣装箱、いす、応接いす、応接机、オーディオラック、折りたたみいす、回転いす、飾り棚、学習机、鏡台、下駄箱、こたつ板、こたつやぐら、サイドボード、座いす、座卓、ロッカー、整理タンス、洗面化粧台、ダイニングテーブル、ダイニングチェアー、吊り棚、長持、ベビーたんす、ベビーチェアー、本棚、和たんす、仏壇（解体してあるもの）
寝 具 類	シングルベッド、ダブルベッド、二段ベッド、ベビーベッド、ふとん、枕、マットレス（スプリングマットレスについては予め金属の部分とその他の部分に解体してあること）、毛布
建 具 類	アコーディオンカーテン、雨戸、網戸、アルミサッシ、板戸、ガラス戸、障子、ドア、ドアチェック（ドアからはずしてあること）、ふすま、ブラインド
厨 房 用 具 類	ガス台、食器棚、茶たんす、調理台、流し台（ステンレスに限る）、風呂釜（小型のものに限る）、浴槽（ポリ、ステンレスに限る）、ライスボックス
敷 物 類	カーペット、ござ、じゅうたん、畳（8枚まで、事業系は半分に切つてあること）、むしろ、藤の敷物（長さ1m以内）
電 気 器 具 類	アイロン、ウインドファン、加湿機、カラオケ演奏装置、換気扇、糸編機、除湿機、食器乾燥機、照明器具、ステレオセット、ズボンプレス、スピーカー、扇風機、テープレコーダー、テレビアンテナ、電気カーペット、電気こたつ、電気ストーブ、オイルヒーター、電気毛布、トースター、ドライヤー、電子ジャー、電子レンジ、電話機、ビデオデッキ、ふとん乾燥機、ミシン、マッサージ機、餅つき機、ラジオ、冷風機、ワープロ、パソコン
種 目	品 目

ガス器具類	小型ガス湯沸器、ガスコンロ、ガスストーブ、ガス炊飯器、ガスレンジ
石油器具類	石油ストーブ（灯油が完全に抜き取ってあること）、ドラム缶（ふたの開いているもの）、ファンヒーター（灯油が完全に抜き取ってあること）、ポリタンク（5個まで）、一斗缶
楽器類	アンプ、エレクトーン、オルガン、キーボード、ギター、ドラム、トランペット、フルート、バイオリン
諸車類	一輪車、乳母車、自転車、三輪車、ベビーカー、リヤカー、台車
遊具類	幼児用すべり台、幼児用ぶらんこ、ゴルフ用具、スキー板、スキー靴、スケート靴、スケートボード、テニス等ラケット類、バット、ローラースケート
健康器具類	ダンベル、鉄アレイ、ぶらさがり健康器、マッサージ機、ランニングマシン、サイクリングマシン等
その他	簡易物置（解体してあること）、カーポート（解体してあること）、脚立、クーラーボックス、水槽、スーツケース、すのこ（長さ1m以内）、手動式噴霧器、タイヤチェーン、チャイルドシート、釣り竿、テント、トタン板（幅90cm、長さ1.8m以内で10枚まで）、ビニールトタン板（幅90cm、長さ1.8m以内で10枚まで）、はしご（木製は1m以内、金属製は長さ3m程度まで）、バーベキューコンロ、ペット小屋、物干し竿（長さ2m以内）、物干し台（コンクリート付も可）、レジャーテーブル、ワイヤーロープ、塩ビ管（直径10cm以下、長さ1m以内で5本まで）、樋（軒樋及び縦樋、長さ1m以内で5本まで）
木くず、木材類	木柱 → 長さ1m × 径 12cm 以内 竹 → 長さ50cm 以内 ベニヤ板 → 長さ1m × 厚さ 2cm 以内 よしず → 長さ1m 以内 板 → 長さ1m × 厚さ10cm 以内
種目	品目
生木、剪定枝類	直径10cm 以下 → 長さ 1 m 以内 直径11～15cm → 長さ50cm 以内 直径16～20cm → 長さ30cm 以内 根っこ → 直径20cm 以内 ヨシ・アシ → 長さ 1 m 以内 草 → 半枯れ又は枯れた状態  ※1 公共団体が業者委託した草木の搬入は、事前に関係課から搬入計画書の提出が必要。各課につき、一日当たり2t車で5車まで。 ※2 ※1以外の場合における搬入については一日当たり2t車で2車まで。（軽トラック、乗用車での搬入については、車数の制限はない。） ※3 事業者 雨にぬれた枝・草は受入できない。

## ●資源ごみ

一般家庭が直接搬入する資源ごみは、資源ごみ分別会場で分別をしていただきます。

種 目	品 目
缶 類	アルミ缶、スチール缶、その他の缶（ミルク缶、スプレー缶、缶詰の空き缶等）
び ん 類	一升びん、ビールびん、無色びん、茶色びん、青緑色びん、黒色びん
紙 類	新聞紙、雑誌、折込チラシ、牛乳パック、段ボール、板紙、ボール紙 ※ 縛ってあるものは、ひもを切って入れる。雨の日は受け入れできません。
布 類	布類、ぼろきれ等 ※ ひも等で十文字に縛ってあること。もしくは、口の閉じたビニール袋や紙袋に入れてあること。雨の日は受け入れできません。
金 属 類 その他分別できないもの	なべ、やかん、フライパン等、金属とプラスチック・ガラス・木・布等が合わさったもの（例：ポット、びんのキャップ、ラジオ、時計、電球、おたま、おもちゃ等） ※ カセットテープ、ビデオテープ、ライターは別の箱に入れる。
プラスチック類	トレイ、発泡スチロール、硬質プラスチック（弁当のパック、卵パック、シャンプー・洗剤の容器、おもちゃ等）
埋 立 ご み	陶磁器・ガラスの破片、化粧品のびん、瓦・ブロック・レンガの破片 ※ 買物袋3袋程度の量まで。瓦・ブロック・レンガ等は15cm以下の大きさに砕いてあること。
特 別 ご み	蛍光灯、乾電池

## ●火災関係ごみ

種 目	品 目
火災関係ごみ	<p>①搬入に当っては業務課と事前打ち合わせを要する。</p> <p>②搬入可能な品目については通常の入受基準に準ずるが、一回の搬入につき可燃ごみ・可燃粗大ごみ・不燃粗大ごみ・不燃ごみに分けて搬入のこと。</p> <p>③木くず、木材類は、ボルト・かすがい類が取り除いてあること。</p> <p>④壁土・瓦・コンクリートがら等が混入していないこと。</p> <p>⑤利用者と搬入者が異なる場合は、市環境課でクリーンセンター衣浦使用料免除事項該当証明書の交付を受けて持参すること。</p> <p>※ 消防署から送付されてくる火災発生報告書をり災証明書代わりとするので、り災証明書の提出は不要。</p> <p>※ 高浜市火災発生報告書は出さない。（り災証明）</p> <p>※ 問合せ先等、詳しい内容については別紙を参照のこと。</p>

上記以外の物でも受け入れできる物もありますので、判断できないものについては事前に受け入れの可否・詳細等を下記曜日時間内でお問い合わせください。

衣浦衛生組合： 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

TEL (0566) 41-3479